『所得の見方』

① 町民税・県民税の全てが給与天引きされている場合（毎年５、６月頃に勤務先より受領）

総所得金額①を確認します。

② ①以外の場合、（町民税・県民税の全て又は一部を納付書により納付している方。毎年６月頃に町から送付）

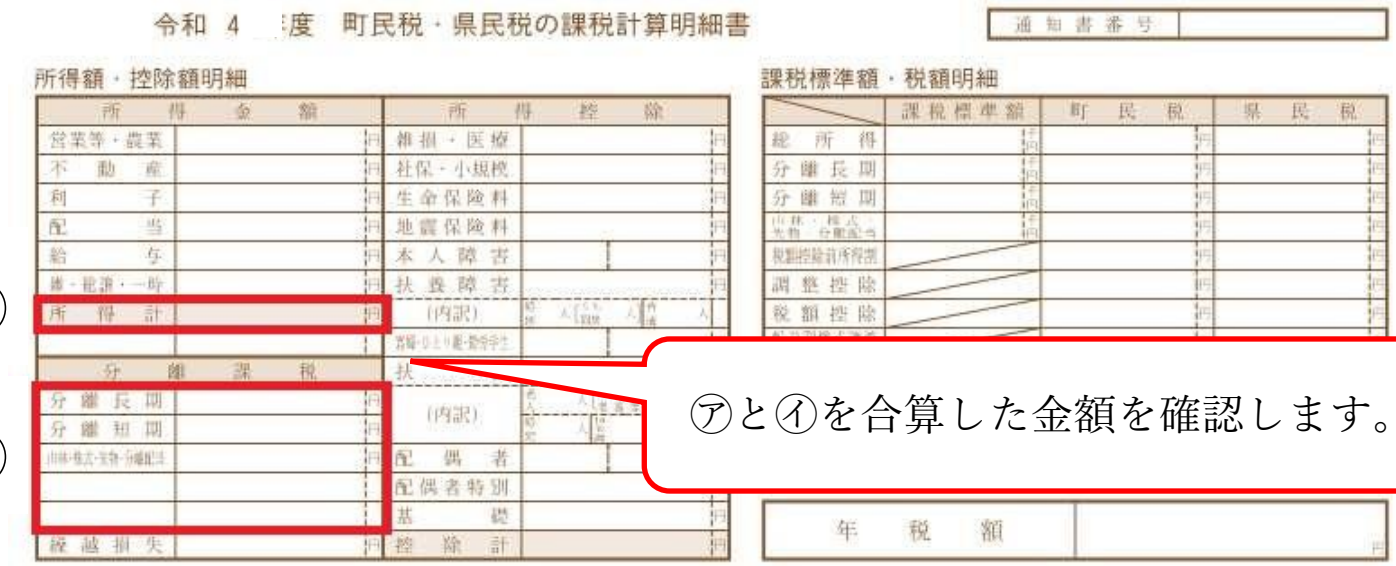

㋐

㋑

㋐と㋑を合算した金額を確認します。

申請には令和３年分の課税（所得）証明書が必要となりますのでご注意ください。

令和４年１月１日時点で住民登録されていた市区町村の税務窓口で取得してください。